

みなさんからの 請願・陳情

陳情第三号

日米FTA断固阻止に関する陳情書

提出者

那須野農業協同組合 代表理事組合長 川嶋 寛

陳情の趣旨

今後、日本とアメリカ合衆国との間で自由貿易協定(FTA)の交渉が行われるようになった場合、国内における米、穀物、肉類に壊滅的な影響があると予想されることから、日本の農業を崩壊に導きかねない日米FTA交渉は行わないよう政府関係機関へ求めるものであります。

審査の内容・結果

現在においても、米価が低落を続け、このままでは、米を作物の人がいなくなりかねない状況の中、広く日本の農業を持続可能なものにし、地域経済の活性化や消費者が求める食の安全・安心の確保にもつながる、この陳情の趣旨を認め、全員異議なく採択となりました。



陳情第四号

食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める陳情書

提出者

生活クラブ生活協同組合 理事長 丸山 美佐

陳情の趣旨

加工食品原料の産地偽装事件が繰り返される中、遺伝子組み換え食品やクローン由来食品についても安全性に不安を抱いている。加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示の義務化、すべての遺伝子組み換え食品・飼料の表示の義務化、クローン家畜由来食品の表示を義務化に関する食品表示制度の抜本改正をすることについて、意見書提出を国に求めるものであります。

審査の内容・結果

一部業者による産地偽装事件等により、食に対する不信感が広がっていることは認めるものがあります。しかし、遺伝子組み換えやクローンなどの最先端技術を用いた取り組みに対しては、慎重に審査を行う必要があります。今後の国や一般消費者の動向について慎重に見極めた上で採決を行うことといたしたく、全員異議なく継続審査となりました。

用語解説

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律とは

この法律は、通称「バリアフリー新法」と言われ、平成十八年に施行されました。公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める。高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称、交通バリアフリー法)と建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称、ハートビル法)を統合・拡充した新しい法律です。高齢者、障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む)、全ての障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー

一般質問で答弁されている用語を市民の皆さんに分かりやすく説明いたします。

化を推進するものです。

なお、バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害者、高齢者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

※2 スクラップ・アンド・ビルドとは

時代の要請に対して応えられなくなった制度やシステムなどを改正あるいは廃止し、新しい時代の要請に答えられるように再構築することです。新しい施策や事業の拡大(ビルド)をする場合は、まず既存の施策や事業を見直し、廃止や統廃合(スクラップ)をして、全体として経費などが増加しないようにする方式のことをいいます。これにより全体として肥大化を防ぐというものです。なお、この用語は組織を管理する場合などでも用います。

平成22年 3月定例会 開催のお知らせ

会期(予定)

3月5日~3月29日



※一般質問内容など詳細につきましては後日、ホームページでお知らせいたします。